

1 いじめ問題に関する基本的な考え方

いじめは、「一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」であり、起こった場所は学校内外を問わず、判断はいじめられた生徒の立場に立つものである。

教職員は、いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こり得るものであり、人として決して許されない行為であるという認識を持たなければならない、そして、「大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい」「行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する」等の特質を理解し、生徒観や指導体制を見直し、組織的な対応をおこない、教育委員会はもとより、家庭、地域と一体となって、一過性ではなく、継続して、未然防止、早期発見、事案対応に取り組むことが必要である。

2 未然防止・早期発見の為の取り組み

いじめの未然防止に重点を置き、好ましい人間関係を築き豊かな心を育てることを目指す。

(1) 子どもや学級の様子把握

生徒観察、教育相談、アンケート等を通して、生徒や学級の様子を把握し、教師間で情報を共有し、必要に応じて適切な対応を行う。(教育相談、アンケート、SCとの連携)

(2) 互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくり

生徒と向き合う時間を大切にし、協働で行う体験型の学習活動や奉仕活動から、仲間意識や自尊感情を高める活動を積極的に推進する。

(道徳教育、学級活動、体育行事、文化行事、緑化活動、美化活動等)

(3) 命や人権を尊重し豊かな心を育てる

日常の言動を振り返らせながら、他人へのやさしさや思いやりについて学び、行動に移す場を設定し、「いじめをしない、させない土壌」をつくる。

(道徳教育、環境学習、妊婦体験学習、防災学習、学級活動、教科指導、情報モラル学習等)

(4) 保護者や地域の方へ働きかけ

保護者や地域とのコミュニケーションを充実させ、学校外の生徒の様子を知り、必要に応じて適切な対応を行う。

(家庭訪問、保護者懇談、健全育成協議会等での情報交換)

3 事案対処

- (1) いじめ問題を認知した教職員は、即時にいじめを制止し、被害生徒の身体的安全の確保、精神的不安の解消に対する対応と、加害生徒に適切な指導を行う。
- (2) 当事者だけでなく第三者からの事実確認も綿密に行い、いじめ問題発生の原因、いじめの内容を全教職員が共通理解し、加害生徒及び被害生徒の保護者にその内容を説明する。
- (3) 傍観者の立場に立った生徒に対して適切な指導を行う。
- (4) 必要に応じて関係機関、スクールカウンセラー等と連携して適切な指導を行う。
- (5) いじめ問題に対する指導が終了しても、「いじめの解消」へ向け、継続して生徒観察と教育相談を行う。

4 いじめ対応チームの設置

- 〈名称〉 いじめ対策委員会
- 〈構成〉 校長、教頭、生徒指導主事、学年生徒指導、養護教諭、不登校担当、SC、SSW
必要状況に応じて外部機関も含めて必要な人材を加える。
- 〈活動〉 いじめ問題に対する対応
- 〈開催〉 月1回生徒指導委員会と連携して開催する。 いじめ事案発生時には緊急開催する。

5 いじめ対応チームの取り組み

- (1) いじめ問題に対する基本方針の確認（職員会議）
- (2) アンケートの実施と集約（各学期 1回以上）
- (3) 教育相談（年3回）
- (4) 命の教育と心の教育の推進（道徳教育・環境教育との連携、スクールカウンセラーとの連携）
- (5) 小中情報交換（中央地区健全育成協議会、成良中学校区健全育成協議会、小中連携研修会）
- (6) 地域の情報交換（祭礼補導、成良中学校区健全育成協議会）
- (7) いじめ対応チームの課題設定と反省（学校評価）

6 重大事態への対応

いじめにより、生命・心身・財産に重大な被害が生じたり、生じる恐れがある場合や、いじめにより、長期にわたって学校生活を送ることができない場合は重大事態として、以下のように早急な対応を行う。

- (1) 尼崎市教育委員会への迅速な報告、協議。当該事態への組織的な対応。
- (2) 「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に基づき適切に対応する。
- (3) 事実関係を把握するための徹底した調査。
- (4) 調査結果について、被害者や加害者等に適切な情報の提供。